

平成 28 年 11 月 9 日

平成 28 年 11 月 26 日 (土)

司法書士による無料電話相談

「暴行・傷害等の犯罪被害者相談会」を実施します

長野県司法書士会
会長 室 賀 真喜男

長野県司法書士会は、平成 28 年 11 月 26 日 (土) に下記のとおり「暴行・傷害等の犯罪被害者相談会」を実施します。

暴行・傷害をはじめとする犯罪被害によって、心や身体に大きな傷を負った方々を対象に下記の要領により電話で無料相談に応じます。

◆日 時：平成 28 年 11 月 26 日 (土) 午前 10 時～午後 4 時

◆電話番号：0 1 2 0 - 4 4 8 - 7 8 8 (フリーダイヤル)

◆相談料：無料

◆相談例：暴行を受け怪我をした。相手に治療費を請求したいがどうすればいいか。

上司のセクシャルハラスメントを受けているが、どこに相談すればいいのか

DV で離婚した元夫に、ケガの治療費や精神的被害の慰謝料を請求できるか。等々

◆問合せ先：長野県司法書士会 (TEL：0 2 6 - 2 3 2 - 7 4 9 2)

内閣府は、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的として、犯罪被害者等基本法の成立日である 12 月 1 日以前の一週間 (11 月 25 日から 12 月 1 日まで) を犯罪被害者週間と定めました。そこで当会では、「犯罪被害者週間」の趣旨に賛同し、犯罪被害者を支援するため、犯罪被害者のための相談会を上記日程で実施します。なお、本相談会は、昨年引き続き第 2 回目の開催となります。

司法書士は、告訴状の作成、被害者の加害者に対する治療費・慰謝料請求、法務局の人権救済制度の利用などを通して犯罪被害者の支援を行っています。また、総合法律支援法においては、司法書士が犯罪被害者支援に対して一定の責務を負うとされており、本相談会を実施し犯罪被害者支援に関して積極的に関与することにより、その社会的責務を全うしたいと考えます。

* * *

法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所における訴訟代理権を持っており、140 万円以下の損害賠償、慰謝料請求等の場合には、代理人となることができます。また、簡易裁判所以外の裁判所 (民事・刑事) においても、書類作成を通じて訴訟をサポートします。

司法書士は、「くらしの法律家」として、市民の権利擁護に寄与します。